

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年8月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900028号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900011号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC事業所における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年11月1日から昭和60年1月1日まで
② 昭和61年9月1日から昭和63年7月1日まで

請求期間①は、当時、D事業所の新人E職であった私を含む6人が、研修先のA事業所に2か月交代で勤務していた期間であるが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間②は、C事業所に常勤E職として勤務し、当時の給与月額が75万5,000円くらいであったと記憶しているが、年金記録では、標準報酬月額が47万円となっているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B事業所から提出された請求者に係る人事関連資料及び同事業所の回答並びに請求者が名前を挙げた複数の同僚E職の回答により、請求者は、A事業所に非常勤の出張E職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B事業所は、「請求期間①当時の非常勤の新人E職に対する社会保険の加入基準については、当時の資料がないので不明であり、請求者の厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除についても不明である。」と回答している。

また、B事業所から提出された資料には、請求者が2か月交代でA事業所に勤務していたとして名前を挙げた同僚E職5人の氏名及びそれぞれの勤務期間(いずれも2か月間)が記載されているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)及びオンライン記録によると、当該5人は、いずれも上記資料に記載されている2か月の勤務期間について厚生年金保険の加入記録がない上、当該5人に照会し、全員から回答を得たものの、いずれも同事業所における厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について記憶していない。

さらに、請求者が請求期間①の直前に健康保険及び厚生年金保険の加入記録が確認できるD事業所に係る被保険者原票によると、請求者は同事業所における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、健康保険の任意継続被保険者となった記録が確認できる。

加えて、A事業所に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番も

ないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、上述のとおり、請求者は、A事業所における勤務について、新人E職が2か月交代で勤務していたと主張しており、B事業所から提出された人事関連資料においても、請求者が当初から2か月間の予定で委嘱されていたことが確認できるが、厚生年金保険法第12条（適用除外）においては、「臨時に使用される者であって、二月以内の期間を定めて使用される者」は厚生年金保険の被保険者としないと定められており、請求者は、請求期間①当時、同保険の被保険者となる要件を満たしていなかったものと考えられる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者から提出された昭和63年6月の給与明細書、C事業所から提出された請求者に係る採用発令伺及び退職発令伺により、請求者は、オンライン記録に記録されている厚生年金保険の標準報酬月額である47万円を超える給与が支給されていたことが認められる。

しかしながら、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）により、厚生年金保険法第20条で規定する標準報酬月額の上限は47万円とされ、同上限額は、昭和60年10月から平成元年11月まで適用されていることから、請求期間②当時、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額と記録されている47万円を超える同保険の標準報酬月額は制度上存在しない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900014号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900012号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年10月1日から昭和42年10月1日まで
② 昭和42年11月1日から昭和43年5月1日まで
③ 昭和43年7月1日から同年12月1日まで
④ 昭和44年1月1日から同年6月1日まで

定時制の高等学校に昭和40年4月から昭和44年3月まで通学していた。その間、日中に複数の事業所で勤務し、卒業後も同様に勤務していた。

当時勤務していた事業所名として、A'事業所、B'事業所、C'事業所、D'事業所の名前を思い出したが、いずれもうろ覚えであり、それぞれの勤務期間や勤務した順番もはっきりしない。

しかし、当時の家庭の事情から、いずれかの事業所に勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずなので、請求期間①から④までについて、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A'事業所の本社事務所において勤務していたとし、同事業所の所在地を述べているところ、適用事業所名簿及びオンライン記録において、同事業所は、「A事業所」の名称で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、請求者は、当該事業所における同僚の姓を挙げ、当該同僚の経歴を述べているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)及び複数の同僚の陳述により、当時、請求者が挙げた同僚が当該事業所の本社事務所に勤務していたと考えられることから判断すると、期間の特定はできないものの、請求者は、A事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、当該事業所は、当時の資料がなく、請求者の請求に係る事実を確認すること

ができない旨を回答している。

また、請求者が挙げた同僚は病気療養中であることから、当該事業所に係る被保険者原票により、請求者が当該事業所に勤務していた可能性がある昭和41年9月から昭和44年6月までの期間において厚生年金保険の加入記録がある者のうち15人を抽出して照会を行い、10人から回答を得たものの、いずれも請求者を記憶していないことから、請求者の当該事業所における雇用形態や勤務実態を確認することができない上、回答が得られた上述の同僚10人のうち3人が当時の厚生年金保険の適用状況について記憶しているものの、このうち2人は「正社員以外は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答し、他の1人は「入社後3か月間の試用期間は厚生年金保険に加入しておらず、会社が判断して同保険に加入させていた。」と回答している。

- 2 請求期間②について、請求者は、B'事業所が営む自動車整備工場の2階にあった事務所において勤務していたが、事業所の名称は、「B'事業所」のほか、「B”事業所」等の名称であった可能性があるとし、E市内の同事業所の所在地を述べているところ、当時の住宅地図によると、請求者が述べている所在地において、「B事業所」という名称の事業所が存在していたことが確認できる。

しかしながら、F法務局は、B事業所が商業・法人登記されていた記録は確認できないと回答している上、事業所名簿検索システム及びオンライン記録においても、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていた記録はなく、このほかに、請求者が請求期間②当時に勤務していたと主張する事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていた形跡は確認できない。

また、請求者は、請求期間②当時の同僚の名前を記憶していない上、B事業所の関係者の所在も不明であることから、請求者の当該事業所における勤務実態及び当該事業所の厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

- 3 請求期間③について、請求者は、C'事業所が営む機械製造工場の2階にあった事務所において勤務していたが、事業所の名称は、「C'事業所」のほか、「C”事業所」等の名称であった可能性があるとし、同事業所の所在地を述べているところ、適用事業所名簿及びオンライン記録において、同事業所は、「C事業所」の名称で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、請求者は、当該事業所における勤務状況について述べているところ、回答が得られた同僚の一人は、当時、定時制の高等学校に通学していた女性が勤務していたことを記憶しており、請求者が述べている勤務状況と当該同僚が述べている内容が符合していることから判断すると、期間の特定はできないものの、請求者は、C事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、既に解散していることが確認でき、当時の事業主も死亡している上、当該事業所の解散時の事業主は、「当時の資料は残っていない。今回の照会を受けて、当時勤務していた複数の従業員にも確認したが、請求者を記憶している者はいなかった。また、当時は、正社員以外は厚生年金保険に加入させておらず、定時制高等学校の生徒は正社員ではなかったため、厚生年金保険に加入させていなかったはずである。」と回答している。

また、請求者は、当該事業所の事務所で一緒に勤務していた同僚は女性のみであったと述べているものの、当時の同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る被保険者原票により、請求者が当該事業所に勤務していた可能性がある昭和41年9月から昭和44年6月までの期間において厚生年金保険の加入記録がある女性のうち、生存及び所在が確認できた8人に照会を行い、4人から回答を得たところ、このうち上述の同僚は、「定時制の高等学校生の従業員は一人のみであったが、週に何回程度出勤していたかは覚えていない。また、私たちの終業時間よりも早い時間に退勤していたので、正社員ではなかったと思う。当時、正社員以外は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と述べており、回答が得られた他の同僚3人からは、請求者の請求内容を裏付ける陳述や関連資料は得られなかった。

4 請求期間④について、請求者は、会社の名前はうろ覚えであるが、D' 事業所が営むD' 食堂でウェイトレスとして勤務していたとし、請求者の友人で、同食堂のウェイトレスとして同時に採用されたとする二人の同僚の名前を挙げているところ、当時の住宅地図によると、上記請求者が名前を挙げた同僚のうち一人が述べている食堂の所在地において、「食事D'」という名称の店舗が存在していたことが確認できる上、オンライン記録によると、当該同僚は、「D 事業所」という名称の適用事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、請求者が名前を挙げた同僚二人はいずれも、請求者を含む3人が同時に食堂のウェイトレスとして採用された旨を述べていることから判断すると、期間の特定はできないものの、請求者は、D事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所でもなくなっていることが確認できる上、当該事業所の事業主は、「請求内容について確認できる資料はなく、当時、正社員以外は厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と回答している。

また、請求者が名前を挙げた同僚二人は、いずれも請求者の出勤日数や勤務時間等を記憶していないことから、請求者の雇用形態や勤務実態を確認することができない上、当該同僚二人のうち一人は、当該同僚が記憶する自身の入社時期から約7か月後に当該事業所において厚生年金保険に加入しているところ、同人は「私は、当初、アルバイト勤務であったが、途中から正社員となって厚生年金保険に加入した。しかし、請求者や他の同僚のことは分からない。」と述べており、他の一人は、当該事業所において厚生年金保険に加入していた記録がなく、当時の厚生年金保険の適用状況についても記憶していない。

さらに、当該事業所の事業主は、当時の食堂の従業員数について、30名程度であったと回答しており、請求者及び上述の同僚の一人も、当時、同年代のウェイトレスが多数勤務していた旨を述べているところ、当該事業所に係る被保険者原票によると、請求者が当該事業所に勤務していた可能性がある昭和41年9月から昭和44年6月までの期間において、同年代の女性の厚生年金保険の被保険者数は0人から3人の間で推移している。

これらの状況を踏まえると、当時、当該事業所では、採用した従業員について、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、請求者及び請求者が名前を挙げた同僚から聴取を行っても、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

5 請求者は、請求期間①から④までに勤務していた各事業所における勤務期間や勤務した順番が曖昧であるとする一方、当時通学していた定時制の高等学校には、勤務していた事業所名等を必ず報告していたと述べていることから、同校の統合先である高等学校に照会を行ったものの、「当時の指導要録等の資料は残っていない。」と回答しており、請求者の請求内容について確認することができない上、請求者は、請求期間①から④までに勤務していたと主張している各事業所において雇用保険の被保険者となっていた記録も確認できない。

このほか、請求者の請求期間①から④までに係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。